

北朝の行台について その1

古賀, 昭岑

<https://doi.org/10.15017/24507>

出版情報 : 九州大学東洋史論集. 3, pp. 51-65, 1974-12-27. 九州大学文学部東洋史研究会
バージョン :
権利関係 :

北朝の行台についてその一

古 賀 昭 岑

序 文

- 一、北魏初の行台とその性格
- 二、北魏末の行台の置廢
1. 中央集権の確立と北族系武人の地位の低下
2. 景明以前の行台の置廢
3. 景明より北魏東西分裂までの行台の置廢
4. 東魏↓北齊にかけての行台の置廢
5. 西魏↓北周にかけての行台の置廢
- 三、行台の構造（以下次稿）
- 四、北魏末・東西魏の行台の機能
- 五、結語

序 文

遊牧に半ば生活を依存し、その後も多くを依存してきた拓拔氏が、先進農耕民族たる漢民族を支配するに当っては、鮮卑人の強力な騎兵を中心とする城人組織に頼らざるを得な

北朝の行台についてその一（古賀）

った。しかも、この城人も先進農耕地帯に居住するに及んで、次第に階級分化を起し、大多数の城人が、いわゆる「厮養」と称されるような地位に低落し、かつての仲間であった北族系貴族や、被征服民族であった漢人豪族の願使に甘んじなければならなくなった。この不満が、いわゆる六鎮の乱を契機とする全国の城人の叛乱であり、その対策として「行台」なるものが次々と設置されていった。行台は南北朝の前後にくつかみられるが⁽¹⁾、集中的に現われるのは北魏の正光末年から東西兩魏にかけてであり、北魏独特の制度といえる。本稿では、行台の設置状況を明らかにし、次稿でその機能を解明しながら、その設置の意味に迫りたい。

北魏初の行台

天興元年（三九八年）、拓拔珪（太祖）は後燕の中山（河北省定県）及び薊（河北省臨漳県）を陥すと、それぞれに行台を置き、衛王儀及び和跋をそれぞれの行台長官とした。この二行台が北魏初見の行台である。時に、後燕は北魏に征服

されたとはいえ、山東省の匡固（益都県）には、後燕主慕容垂の一族の慕容徳が南燕を建てて雪辱の機会をうかがい、北方では垂の少子熙が昌黎（遼寧省朝陽県）によつてこれに呼応せんとしており、西方からは、先きに滅ぼされた匈奴劉衛辰の遺子赫連勃勃が敗残の民を集めて再興の機を窺つていた。しかも、新たに北魏の版図に入った河北一带においては、旧後燕の遺民が所在に叛反し、各地の豪族の動向もほとんど揃めぬ状態にあつた。この情勢の中にあつて、魏書²太祖紀天興元年春正月条に

儀克鞏収其倉庫。詔賞將士各有差。（中略）。庚子。車駕自中山行幸常山之真定。次趙郡之高邑。遂幸于鄴。民有老不能自存者。詔郡県賑恤之。帝至鄴。巡登台榭。遍覽宮城。有定都之意。乃置行台。以龍驤將軍日南公和跋為尚書。与左丞賈彝率郎史及兵五千人。鎮鄴。車駕自鄴還中山。所過存問百姓。（中略）。帝慮還後山東有變。乃置行台於中山。詔左丞相守尚書令衛王儀鎮中山。

とあるように、鄴（河南省臨漳県）には定都の目的を以て、中山（河北省定県）には山東有変を慮り、新征服地の治安維持と遠近懐附を目的として、それぞれに行台が設置された。しかし、この段階における北魏は遊牧民族的性格が強いこと²⁾や、四圍の情勢から、根拠地を遠く離れた鄴に都を定める可能性は少なく、従つて兩行台とも所在の招撫安民の目的をも

つて設置されたものと解すべきであろう。

これらの行台については具体的な史料に乏しく、充分にはわからぬが、既出の史料によると、鄴行台は行台尚書和跋を長とし、以下郎吏及び兵五千から為つており、単に軍人のみならず、文官が同時に配属され、長官そのものも、文官たる尚書の職を帯びて赴任したことを知る。また、この段階における北魏朝の性格や、通鑑¹⁰⁸孝武帝太元二十一年三月庚子条に「魏陳留公虔、帥部落三万余家鎮平城」とあつて、当時の將帥が部落を率いて要地に鎮していること、和跋自身が、魏書²⁸和跋伝に「和跋代人也、世領部落、為国附臣」とあるように部落酋長であつたことなどから、兵五千とは彼の部人であり、その家族も共に鄴城に住みついた可能性が強い。鄴城における彼らの任務については、魏書³³賈彝伝に、「於鄴置行台。与尚書和跋鎮鄴。招携初附」とあるように、新征服地の招撫にあつたが、實際行動面においても、魏書²⁸和跋伝に

以功進為尚書。鎮鄴。慕容徳使兄子和守滑台。和長史李辦殺和。求援於跋。跋率輕騎赴之。既至。辦悔閉門拒守。跋使尚書郎郭暉説之。辦乃開門。跋入収其府蔵。徳聞之。遣將率三千騎擊跋。跋逆擊大破之。擒其將士千余人而還。於是陳顥之民多來向化。

とあつて、随機に討防を行っている。さらに右記の記事によ

れば、跋は征服地における府蔵をその手に収めているが、恐らく、この府蔵の中から彼の自由採量による賞賜が行われたことと思われる⁽³⁾。

これらの行台がいかなる性格を有するものであるかについては具体的資料がないため、行台長官の出自より考えてみる。中山行台長官の衛王儀は太祖の従弟にあたり、陳留公虔・略陽公遵（後の中山行台長官）と並んで、太祖の創業を援けた近親である。特に北魏創草期の国運を培った参合坡の斗いの時には、陳留公虔が五万騎、略陽公遵が七万騎、東平公儀が十萬騎、残りを太祖が率いていたとあり（魏書²太祖紀登国十年九月条参照）、儀は宗室中随一の有力者であったようである。このうちもつとも率いる兵力の少なかつた虔は既述のように参合坡の斗いの翌年、部落三万余家を率いて平城（山西省大同県）に鎮していた時、燕に奇襲攻撃されて陣没している。この様子を魏書²皇始元年三月条には

三月。慕容垂来寇桑乾川。陳留公元虔先鎮平城。時徵兵未集。虔率麾下邀擊失利。死之。

と記しており、通鑑¹⁰⁸孝武帝太元二十一年条に

三月庚子。燕主垂留范陽王德守中山。引兵密發。險青嶺經天門。鑿山南道。出魏不意直指雲中。魏陳留公虔帥部落三万余家鎮平城。（中略）。虔素不設備。閏月乙卯。燕軍至平城。虔乃覺之。帥麾下出戰。敗死。燕軍尽收其

部落。魏王珪震怖欲走。諸部聞虔死。皆有弑心。珪不知所適。

とあつて、虔が奇襲攻撃をうけた時帥いていた三万余家の部落を通鑑では「麾下」という言葉で表現している。すなわち、平城に鎮した三万余家というのは、彼の支配下の、換言すれば、彼が酋長として君臨している部落であり、「徵兵未集」というのは他の酋帥に率いられた部落の参集が遅れたこと、平城周辺に他の酋帥に率いられる部族が居住しており、彼らが虔の死によつて大いに動揺したことが知られる。換言すれば、彼らがまだ部族組織をそのまま軍事単位として要地に駐屯していたことが知られる。従つて、衛王儀が中山に鎮した時、彼も自己の支配下にある部落を率いて鎮したと考えても大過あるまい。魏書⁵⁸楊椿伝によれば、

復以本將軍除定刺史。自太祖平中山。多置軍府。以相威攝。凡有八軍。軍各配兵五千。食祿主帥軍各四十六人。自中原稍定。八軍之兵漸割南戍。一軍兵統千餘。然主帥如故。費祿不少。椿表罷四軍。減其帥百八十四人。

とあつて、太祖の時以來中山に四万の兵があつたことを記している。陳留公虔が三万余家を率いて平城に鎮した例からみて、これが衛王儀又は略陽公遵の率いる部族の数であつたと思われ、太祖の宗室中でも随一の勢力を有していたと考えられる儀は四万又はそれ以上の部族数を率いていたとみて大

過あるまじ。

衛王儀のあとを承けて中山行台の長官となつた略陽公遵は、衛王儀が中山に鎮した時、尚書左僕射として渤海の合口に鎮し、衛王儀が京師に戻つた後任として着任している。遵が渤海に鎮した時、そこに渤海行台なるものが存在していた可能性も大いに考えられるが、遵の伝記が非常に簡略であるため判然としない。

一方、鄴行台長官和跋は既述のように、先祖代々拓跋氏に従つて部落を領していた部落酋長であり、太祖によつて外朝大人に擢されている。その後を承けた庾岳も和跋と同じく太祖によつて外朝大人に擢されており、魏書²⁸庾業延伝に「庾業延代人也。後賜名岳。其父乃兄和辰世 典畜牧。稍転中部大人。昭成崩。氏寇内侮。事難之間收歛畜産。富擬国君。劉顥謀逆。太祖外幸。和辰奉獻明太后婦。太祖又得其資用。以和辰為内侍長。和辰分別公私旧畜。頗不合旨。太祖由是恨之。岳独恭慎脩謹。善处危難之間。太祖善之。与王建等俱為外朝大人。参預軍国。」

とあるように、太祖の危難の際によく太祖を護つた庾和辰の弟であり、庾氏は「世典畜牧」し、「富擬国君」する勢力を有した有力酋長であつた。

ところで以上の四人を通じてみられる特色は、いずれも太祖危難時によく太祖を補佐して、その危機をのりきつた草創

の功臣であるが、太祖のいわゆる爪牙を形成する腹心の家臣団ではなく、鮮卑人の信望を集めている有力な部族長である。従つて彼らはすべて場合によつては太祖の地位を脅やかす存在となる可能性を有していた。

この中山及び鄴行台は河北の情勢がやゝ治まるとともに、いずれも数年を出でずして廃止され、その後には州が設置され、行台長官は刺史となつている。この段階において、刺史となつた元行台長官がそのまゝ部落を領していたか否かについては確認できない。しかし、前述の魏書⁵⁸楊椿伝によれば、中山行台の後身たる定州に約四万の兵が配置され、征服が進行するに従つて、その中から南戍のために兵が割かれていたことが記されている。一方、北魏末の州鎮における城人は部落組織を維持していることが多い⁽⁴⁾。従つて、この南戍に漸割されていった兵も恐らくは部落の小帥に率いられるものであつたと思われ、行台より州に名称が変更されたとしても、州牧は依然として部落民を率いる有力酋長たることに変化はなく、その力を背景に太祖を脅やかす存在であつたようである。太祖の末年になると、行台長官経験者は尽く誅殺されている。その理由は、或は「矜功恃寵」(魏書¹⁵衛王儀伝)、「坐醉乱失礼」(同¹⁵常山王遵伝)。「跋好修虚誉。於時性尤奢淫」(同²⁸和跋伝)。「岳衣服鮮麗。行止風采擬人君」(同²⁸庾岳)とあつて、いずれも寵を恃んで身分不相応の生活や振舞をし

たということになっている。換言すれば、そのようなことが可能な勢力を有していたということであり、早期に誅殺しなければ、太祖の地位が危険となったものといえる。従来のもゆるやかな部族連合体的政権からの脱皮を図ろうとする北魏朝として、まず名称を変更することにより、州が中央政府の支配下にあることを明確にし、その後で実権を奪うべく州牧の配置転換を行い、彼らの誅殺を強行したものであろう。

以上から、北魏初の行台は騒然たる新征服地を幾つかの地域に分け、それぞれを有力者に統治させた一種の藩王国的なものであり、従って征服が一段落し、国内体制を固める段階になれば早急に解体すべき性格のものであったといえよう。

二、北魏末の行台の置廢

太祖の天興年間（自三九八至四〇三年）にみられる既述の二行台が廢止されてより、親征の際に行台官として皇帝に隨従した数例を除いては、北魏末まで魏書に行台の字をほとんど検出し得なくなる。しかし、世宗の景明四年（五〇三年）尚書左僕射源懷が侍中。行台として北辺の六鎮及び恆・燕・朔三鎮の考論殿最を行つてより、行台として諸州鎮に派遣されるものが漸次増加し、北魏極末より東西魏にかけて、行台の濫発に近い状況をみせるに至る。しかも、その任務は軍政より民政に至るまでの多様なものとなる。そこで、まず北魏後

期の政情の変化を概観し、そのあとで行台の設置状況及び機能構造を明らかにし、その位置づけを行うことにする。

1. 中央集権確立とそれに伴う

北族系部人の地位の低下

太祖の時にはじまった北魏の膨張は、太祖より太宗初め（四一〇年頃）にかけての内外の危機のため一時停滞をみせるが、第三代の世祖の頃になると再び膨張をはじめ、太延二年（四三六年）の北燕征服、同五年の北涼征服による華北統一によって一応終了した。この征服戦争の進行の過程の中にあって帝権は著しく強化され、北魏は従来の遊牧系諸部族の連合体的国家より、中国的な君主独裁の中央集権的国家へと脱皮してゆく⁽⁵⁾。

一方、中原経営に伴う漢人居住地区の支配は、北魏朝に必然的に漢人豪族懐柔の必要性を生じさせ、崔浩等の例みられるように、中央・地方政治の中に漢人豪族勢力の進出がはじまってくる。さらに、北魏の征服戦争が一応終了し、戦利品の獲得が減少するにつれて、軍人への戦利品分配が減少し⁽⁶⁾、それにかわる秩祿制度の確立が急がれ、秩祿を支えるための租税収入確保の必要性が生じてきた⁽⁷⁾。換言すれば、国家財政が従来の掠奪的収入から一般編民よりの租税収入へと変化し、いわゆる漢化政策が急がれることになった。

このような情勢の中にあつて、従来北魏の爪牙を形成して

きた国人層（鮮卑系部人）の一部は、或は中央政府の枢要な地位に、或は地方の大官として貴族化していったが、大部分の国人を中心とする北族系部人は或は北辺の六鎮を中心とする諸州鎮へ配属されて専門兵戸たる城人となり、或は京師の平城を中心とする畿内に配置され、中央軍を形成する所謂平城鮮卑（魏書50尉元伝参照）と称される兵戸となった⁽⁸⁾。これらの諸州鎮に配属された城人や、平城周辺に定住させられた北族系部人は、高宗から高祖にかけての所謂六鎮の貧人に対する苑囿の班賜・遷洛後の代遷の士（平城周辺に配属されていた北族系部人）に対する禁園の解放、班賜や、北魏中期頃までの征服戦争に伴う生口班賜の例から、恐らく生活手段として若干の土地と生口を支給されていたようである。通鑑157梁紀武帝大同三年条に、東魏の高歡が、彼の部下が住民を陵辱するので取り締まってくれとの訴えに対し、鮮卑人に向つては「漢民は汝奴、夫為汝耕、婦為汝織、輸汝粟帛。令汝温飽、汝何為陵之」といい、漢人に向つては「鮮卑は汝作客、得汝一斛粟一匹絹、為汝擊賊、令汝安寧、汝何為疾之」といつたことを伝えている。北魏極末の大乱時に高歡は六鎮の叛徒をほとんどその手中に収めており、上記の鮮卑とはその六鎮の城人を指すものであるが、この記事から推すと、鮮卑は漢人を耕作、織布用の奴婢と同一視しており、漢人はその収奪に苦しんでいたことがわかる。恐らく征服者たる鮮

卑人をはじめとする北族系部人の土地の経営は専ら漢人によつてなされ、北族系部人自ら耕作に従事することは少なかつたのであるまいか。もちろんこの記事は北魏極末の混乱期であるから特殊な例と考えることも出来るが、流民化した六鎮の城人に向つて云つた言葉であることを考えると、鮮卑人对漢人があたかも地主对小作人的關係に立つことは、むしろ北魏末動乱以前の状態を指しており、一般的な認識をのべたものと考えられる。さらに、城人や畿内の北族系部人のほとんどが専門兵戸であることから、彼らが自ら耕作に従事する可能性は極めて少ないと云わねばなるまい。

しかし、所謂漢化政策と中央集権の進行は、従来の北族系部人に対する班賜（戦利品分配）の減少をもたらし、或は漢民族の政界進出を招来し、このために大部分の国人をはじめとする北族系部人は次第に生活手段を失ひ、貧窮化していった⁽⁹⁾。特に地方警備の中核として諸州鎮に配属されて永住した専門兵戸たる城人は、高宗以降の平穩な国際情勢の中にあつて次第に忘れ去られ、地位の低下が甚だしかった。これに加うるに、牧守による誅求は苛烈を極め（魏書18広陽王深伝参照）、厮養と呼ばれるほどまでに地位が低落するに至つた。このような城人の窮迫に対して、政府は或は官人を与え、或は苑囿を班給し、或は粟帛を賑給することによつて救済を試みたが、いずれも一時的な急場しのぎにすぎなかつた⁽¹⁰⁾。し

かも、太和十七年（四九三年）の洛陽遷都以降、王朝は急速な漢化の傾向をみせ、漢人豪族へ大きく依存する姿勢を示しはじめた。これに対し、太和二十年廢太子恂を中心とする鮮卑系貴族有力者の反乱が起きた。（魏書22廢太子恂伝参照）ために高祖は北辺を巡幸し、親しく六鎮城人の生活を聴聞し、決して彼らを輕視してゐるわけではないことを強調してゐるが、（魏書7下高祖孝文帝参照）、その後皇帝による北辺巡幸はほとんどみられなくなり、六鎮をはじめとする北辺州鎮の城人はほとんど忘れさられてしまった。平城から洛陽へ移住した國人層も一応羽林虎賁にとりたてられたものの、一部の有力な北族系貴族や漢人貴族のため仕官の道はとざされ、生活苦にあえぐようになった（魏書65李平伝参照）。これに加えて外戚高肇が専權を握ると、武勲による立身の道はいよいよ狭くなり、宗室や勲貴もこれに不満を抱き、永平元年（五〇八年）八月の京兆王愉の反乱を招いた（魏書8世宗紀永平元年八月条参照）。この乱に際し、高平・薄骨律二鎮より徙民されていた囁囁千余戸が愉の陳營に投じ（魏書58楊椿伝参照）、さらに65李平伝によると、この乱の鎮圧にあつた李平の軍中の蛮兵数千が一時に反叛し、愉の陣營に投じそのうになつたが、李平が動じなかつたので大事に至らなかつたとある。その上、在北諸州鎮は魏朝有変を慮つて形勢觀望の姿勢をとつてゐる。即ち、京兆王愉の反乱に北族系を中心と

する下級軍人が大きな期待を寄せ、これに乗じて地位改善を図らんとしていたことがしられる。

この情勢の中にあつて、直接下級軍人による反乱が始まつた。京兆王愉の乱が鎮定されてから二週間後の十月丁己には、豫州城人懸瓠軍主の白早生が刺史を殺害して南叛し（魏書8世宗紀永平元年十月丁己条、35崔鴻伝、通鑑147梁紀3天監七年十月条参照）、その十日後の丁丑には、徐州城人宿豫參軍の成景儁（前宿豫成主成安樂の子）が戍主を殺してこれに応じ（魏書8世宗紀永平元年十月丁丑条参照）、次いで「郢。豫二州、自懸瓠以南至安陸諸城」はすべて南叛し、わずかに義陽城一城を残すだけとなった。さらに、神龜二年（五一九年）には京帥洛陽で所謂羽林虎賁の変が起り（魏書9肅宗紀神龜二年二月条、64張彝伝参照）、地方軍のみならず、中央禁軍まで不穩な空氣をみせるに至つた。そこで、これらの鮮卑人を中心とする北族系軍人の、特に六鎮をはじめとする北辺諸州鎮城の城人の不満を未然に鎮め、生活苦を救済せんとして、世宗の景明四年（五〇三年）尚書僕射源懷が行台に任命されて北辺巡察を行ったのが、所謂北魏末における行台の始まりである。以下北魏の中期以降の行台設置状況をみてみることにする。

2. 景明以前の行台の置廢

第一章でのべた太祖紀の諸行台が廢止されて以来、景明四

北朝の行台についてその一（古實）

年の源懐の任命された行台までの間に次の四例の行台がみられる。

1. 世祖西巡。詔浩与尚書順陽公蘭延都督行台中外諸軍事。世祖西巡至東雍。親臨汾曲。觀逆賊薛永宗壘。進軍圍之。

（魏書 39 崔浩伝）

2. 頭祖踐祚。拜散騎常侍。特賜封東郡王。（中略）。転殿中尚書。前後大駕征巡。每擢為行台。録都曹事。超遷司徒。

（魏書 40 陸定国伝）

3. 拜奉朝請尚書度支郎。遷洛。為管構。將高祖南伐。為行台郎。（魏書 49 李道伝）

4. 高祖南伐。為行台吏部郎。仍徐征北大將軍穆亮從事中郎。（魏書 69 裴延儻伝）

まず第一例についてみると、文中の薛永宗とは太平真君六年（四四五年）に叛乱を起した杏城（陝西省中部県）の盧水胡蓋呉に呼応して反叛した河東蜀であり、この時関中一円の胡が一斉に蜂起している。これに対し、北魏朝は高涼王那・殿中尚書韓茂らをはじめとする諸將を派遣し、次いで世祖が親征している。魏書 4 下世祖紀太平真君六年十二月条に

癸未。車駕西巡。七年春正月戊辰。車駕次東雍州。庚午。

囲薛永宗壘。（中略）。八年。（中略）。車駕還宮。

とあり、世祖の親征は太平真君六年十二月より八年五月まで続けられたことが記されており、従つて司徒崔浩が尚書順陽

公蘭延と共に行台・中外諸軍事を都督して世祖の西巡に従つたのはこの期間であり、その間中行台が設置されていたとみてよからう。

第二例の陸定国が殿中尚書であつたのは、魏書 6 頭祖紀天安元年二月条に

乙亥。以侍中元孔雀為濮陽王。侍中陸定国為東郡王。

とあり、皇興四年二月条に

以東郡王陸定国為司空。

とあるので、天安元年（四六五年）二月から皇興四年（四七〇年）二月の間に、しばしば行台と為されたものとみられる。

この間頭祖は皇興元年武州山石窟寺、皇興二年五月に繁時に幸し、その後四年九月には蠕蠕を親征し、女水（魏書 103 蠕蠕伝によればこの年武川と改名）にまで達しているの、或はこの時の親征も含まれているかもしれない。

第三・四例についてみると、高祖の南伐に関して行台郎吏に任命されており、この南伐は李道伝にもみられるように、遷洛を目的とする南伐の可能性が強く、従つて当然行台とは云え、中央政府機構をほとんど動かしているはずである。

以上の四例を通観してみると、いずれも皇帝の親征又は巡幸に際して台省官が附随したもので、三国魏及び晋においても散見出来るもの⁽¹⁾とほとんど同じであり、私がこの論文で取り上げようとしている行台とは性格を異にするものの様であ

る。

3. 景明より北魏東西分裂までの行台の置廢

前節で述べたように、世宗の景明四年（五〇三年）尚書僕射源懷の行台任命を皮切りに、所謂行台が瀕りに設置されるようになるのがこの時期である。魏書⁹世宗紀景明四年十一月乙亥条に

詔尚書左僕射源懷撫勞代都。北鎮。隨方拯恤。

とあつて、代都。北鎮の撫勞のため源懷を派遣したことを伝えてゐるが、同書⁴¹源懷伝に

又詔爲使持節加侍中行台。巡行北辺六鎮。恒。燕。朔。朔三州。賑給貧乏。兼採風俗。考論殿最。事之得失皆先決後聞。自京師遷洛。辺朔遙遠。加連年旱饑。百姓困弊。懷銜命巡撫。存恤有方。便宜運轉。有無通濟。

とあつて、尚書左僕射源懷が使持節侍中行台として北辺を巡行し、賑恤・民情視察・牧守の不法監察に関する広般な権限を与えられたことを記している。以後十数年間行台設置の記事をみないが⁴²、この間既述のように、永平元年（五〇八年）の京兆王愉の乱。豫州城人白早生の乱をはじめとする城人の乱、神龜元年（五一八年）の羽林虎賁の変などが起きている。これに対応するかのように熙平元年（五一六年）から行台派遣の記事が増大しはじめ、正光初（五二〇年）以降は枚挙にいとまがない程になる。まず魏書⁹熙平元年春正月戊辰条に、

以吏部尚書李平爲鎮軍大將軍兼尚書右僕射。爲行台。節度討碛石諸軍。

とあり、同⁶⁵李平伝に

先是。蕭衍遣其左游擊將軍趙祖悅。偷拋西碛石。衆至數万。以逼壽春。鎮南崔亮攻之未克。又与李崇弼弼。詔平。以本官使持節鎮軍大將軍兼尚書右僕射。爲行台。節度諸軍。東西州將一以稟之。如有乖異。以軍法從事。

とあつて、梁將趙祖悅の壽春（安徽省寿県）進攻にあつて、碛石（安徽省鳳台県西南）方面の諸將の不和から戦況が不利になつてゐるのを打開するため、吏部尚書李平が使持節鎮軍大將軍尚書右僕射として行台と爲り、諸軍を節度したことが記されている。また同年五月、益州（四川省広元県）方面の民心不安に乗じた梁の進攻に際し、益州刺史散騎常侍平西將軍仮安西將軍西征都督伝豎眼の都督する諸軍を通直散騎常侍薛和が兼尚書右丞として西道行台となり節度している。（魏書⁹肅宗紀熙平元年五月条、⁴²薛和伝、⁷⁰伝豎眼伝参照）。次いでその二年後の神龜元年河州（甘肅省蘭州市）の惹却鉄忽の叛反に際し、尚書北主客郎中撰南主客事源子恭が持節して行台となり、諸將を率いてこれを鎮撫し（魏書⁹肅宗紀神龜元年七月条、⁴¹源子恭伝参照）、同年、梁將の内属に際して歩兵校尉尚書郎の房景先が行台となり、二荆（荆州—河南省魯山県。南荆州—河南省信陽県）の兵を發してこれを援け

北朝の行台についてその一（古賀）
ている（魏書43房景先伝）。

これ以降、正光年間（自五二〇年至五二四年）に入ると急激に行台設置が増大し、特に正光四年八月の沃野鎮人破六韓拔陵の乱にはじまる所謂六鎮の叛以降は枚挙にいとまがないような状態になる。その状況については附表を参照されたい。

ハ、東魏↓北齊

五三四年北魏が東西に分裂すると、東は懷朔鎮の城人出身の高歓が六鎮を主体とする兵を以て覇権を握り、かつて行台が置かれた鄴に遷都し、やがてその高歓の手によつて北齊を建てた。東魏↓北齊の範圍である河北・山東一帯は元來漢民族居住地域であり、北魏朝の官僚貴族の占有するところであつた。そのためまだ創基の固くない東魏ではこの在地勢力と妥協し、彼らの豪族的土地所有を認めなければならず、又牧守には建国に功のあつた有力部将や酋長。漢人豪族等を登用し、彼らの勢力を承認せざるを得なかつた。例えば北齊書21高昂伝に

昂遷。復為軍司大都督。統七十六都督。与行台侯景治兵於武牢。御史中尉劉貴時亦率衆在北豫州。与昂小有忿争。昂怒。鳴鼓会兵而攻之。侯景与冀州刺史万俟受洛干救解。乃止。其俠氣凌物如此。于時。鮮卑共輕中華朝士。唯憚服於昂。高祖每申令三軍。常鮮卑語。昂若在列。則為華言。昂嘗詣相府。掌門者不納。昂怒。引弓射之。高祖知

而不責。

とあり、漢人豪族の高昂が私憤をもつて兵を動かして同僚を攻め、あるいは相府即ち高歓の丞相府の門で、門衛に誰何されたのに腹を立ててこれを射殺するなど、傍若無人の振舞いをみせているが、高歓はこれを見て見ぬふりをしてることが記されている。また軍に命令を下す場合も昂がいれば中国語を用いている。その他北齊書2神武下武定二年十一月条に、侯景素輕世子。嘗謂司馬子如曰。王在。吾不敢有異。王無。吾不能与鮮卑小兒共事。

とあつて、司徒。河南道大行台侯景が高歓の子高澄（文襄帝）を公然と鮮卑小兒とのしる様子が出ており、侯景はその言葉通り、高歓の死後、所部の河南十数州を率いて梁に奔つてゐる。従つて高氏の政権は安定したものは云えず、ただその六鎮降戸の鮮卑系武人を主体とする強力な中央軍や牧守の不法行為を黙認することによつて、辛うじて彼らの叛反を抑えていたものであつた。北齊書24杜弼伝には

弼以文武在位。罕有廉潔。言之於高祖。高祖曰。弼来。我語爾。天下濁乱。習俗已久。今督将家屬多在関西。黑瀨常相招誘。人情去留未定。江東復有一吳兒老翁蕭衍者。專事衣冠礼樂。中原士大夫望之。以為正朔所在。我若急作法網。不相饒借。恐督将尽投黑瀨。士子悉奔蕭衍。則人物流散。何以為国。爾宜少待。吾不忘之。

とあつて、高歡が北族系武人や漢人豪族の逃亡反叛を極度に恐れ、彼らの不法行為を黙認していたことが如実に示されている。このため隋書24食貨志に

豪党兼併。戸口益多隱漏。旧制未娶者輸半牀租調。陽翟一郡戸至數万。籍多無妻。有司劾之。帝(文宣帝)以為生事。由是姦欺尤甚。戸口租調亡六七。(中略)。天保八年議。

とあるように、北齊の盛時の天保年間(自五五〇年至五五九年)ですら豪族による兼併や戸籍偽濫が甚だしく、戸口の大半が漏れているにもかかわらず、政府はそれを手を束ねて眺めている有様であつた。

このように、中央権力が甚だしく劣弱な状態の下では、強力な中央集権政策は当然不可能であり、一族の有力部将や豪族を行台に任じ大きな権限を委ねて、中央政府への忠誠心に期待しながら、漸次権力集中をはかる外はなかつたものではあるまいか。高歡の「奔走の友」であつた侯景が梁書56侯景伝に「魏以為司徒南道行台、擁衆十万、專制河南」とあるように、河南道大行台として十万の軍を擁し、十數年にわたつて河南十數州を實質上自己の領土として支配していたことなどがその一例といえよう。東魏段階の行台は北魏末を承けて臨時的なものが多く、地域も漠然としているが、北齊に入ると某州又は某州道行台某州刺史として常置されてくるようになり、

北朝の行台についてその一(古賀)

設置地域も北周や陳との抗争に備えて、西辺や南辺の特定州に置かれ、北辺は対突厥用として幽州(河北省)や朔州(山西省朔県)に一族重臣を配置しただけとなつている。また次表にみられるように、行台長官は十數年にわたつて同一任地に赴任する傾向が強くみられる。しかも、行台に任命されるメンバーも少人数に固定されている。即ち北魏末→東魏の混乱期に數多く設置された行台は、北齊に入り中央政府の権力がある程度強化されると、縁辺の行台を除いて廃止されるようになるが、北齊中期以降の政情の乱れを反映して完全には廃止されないまゝであつた。

長官名	歴任行台名	出典
孫騰	中興初(五三一)侍中使持節六州流民大都督北道大行台↓永熙二年(五三三)冀相殷定滄瀛幽安八州行台僕射行冀州事↓行相州事↓南道行台	北齊書18
盧潛	乾明中(五六〇頃)揚州行台左丞↓合州刺史左丞如故↓行台尚書揚州刺史(在州13年)	北齊書34
高思好	天保五年(五五四)朔州道行台尚書令朔州刺史↓武平五年(五七五)	北齊書14 • 8

独孤永業	挙兵反於朔州道行台。 乾明初（五六〇）河陽道行台右丞 ↓洛州刺史↓河陽道行台左丞刺史 如故↓河陽道行台尚書↓河清末 （五六四）徵為太僕卿↓武平三年 （五七二）北道行台僕射幽州刺史 ↓領軍將軍↓武平末（五七五）河 陽道行台僕射洛州刺史	北齊書 41
侯景	永熙元年（五三二）議同三司兼尚 書僕射南道大行台濟州刺史↓ 興和四年（五四二）兼尚書僕射河 南道行台↓武 四年（五四六）河 南道大行台	北齊書 3 魏書 11・12 梁書 50

4. 西魏↓北周について

一方、高歡の手を逃れた孝武帝を擁した宇文泰は長安に根拠地を定めて、関中に覇を唱えた。関中は後漢以後の混乱期にあつて漢民族勢力が後退し、北魏時代よりその完全な統治下には入らず、蛮漢雜居地帯で、漢民族が少なく、北魏朝の特権層たる貴族が在地勢力として存在することは殆んどなかつた⁽¹⁹⁾。しかも西魏朝の中樞部を構成する貴族や北族系武人は、そのほとんどが本貫を離れて孝武帝に従つて入関したため、在地勢力との関係がうすかつた。周書 2 大統三年八月条に

先是。河南豪族多聚兵。応東魏、至是各率所部来降。とあつて、沙苑（陝西省大荔県）の勝利までは河南即ち、洛州方面の豪族は尽く東魏に心を寄せており、大統四年（五三八年）八月、河橋（河南省孟県）において東魏に破れるや、周書 2 大統四年八月条に、

大軍之東伐也。関中留守兵少。而前後所虜東魏士卒。皆散在民間。乃謀為乱。及李虎等至長安。計無所出。乃与公卿輔魏太子出次渭北。関中大震恐。百姓相剽劫。於是沙苑所俘軍人趙青雀。雍州民于伏德等遂反。（中略）。魏帝留止関郷。遣太祖討之。長安父老見太祖至。悲且喜曰。不意今日復復見公。士女咸相賀。

とあつて、その首都長安の人心すら完全には掌握出来ず、宇文泰出征後の留守を守つた連中が右往左往した様子がみられる。また周書 16 独孤信伝に大統六年（五四〇年）のこととして、

尋除隴右十州大都督。秦州刺史。先是。守宰闇弱。政令乖方。民有冤訟。歷年不能断決。及信在州。事無雍滯。示以礼教。勸以耕桑。数年之中公私富実。流民願附者数万家。

とあり、独孤信の前任の守宰が闇弱であつたことを記しているが、このことは中央から派遣された守宰が在地勢力を掴みきれず、不法がまかり通つていたことを示すものといえよう。

このため孝莊帝に従つて入関し、西魏政府の中核を構成する北族系武人や貴族は、彼らの入関前より関中であつて勢力を張つていた宇文泰に全面的に依存せざるを得なかつた。しかし、東魏に比して鮮卑系軍人の確保の少なかつた宇文泰としては、早急に在地勢力を自己の支配下に入れる必要があつた。そのため西魏初期においては、或は蛮漢の在地勢力を行台刺史に任じ、或は行台を派遣して辺境の地における勢力の伸長に意を用いた。例えば周書18王羆伝に

王羆字熊羆。京兆霸城人。漢河南尹王遵之後。世為州郡著姓。(中略)。屬太祖徵兵為勳王之拳。請前驅効命。

遂為大都督。鎮華州。(中略)。沙苑之役。齊神武士馬甚盛。太祖以華州衝要。遣使勞羆。令加守備。羆語使人曰。老羆当道臥。猛子安得過。太祖聞而壯之。(中略)時茹茹渡河南寇。侯騎已至幽州。朝廷慮其深入。乃徵發士馬。屯守京城。塹諸街巷。以備侵軼。左僕射周惠達召羆議之。羆不応命。謂其使曰。若茹茹至渭北者。王羆率鄉里自破之。不煩國家兵馬。何為天子城中遂作如此驚動。由用家小兒。性怯致此。羆輕侮權勢。守正不回。皆此類也。

とあり、京兆府(長安)の名族であつた王羆が華州(陝西省華縣)刺史として、勢力を振つていたことが記されている。

王羆は「率鄉里自破之、不煩國家兵馬」と自ら誇るように、

北朝の行台についてその一(古賀)

強力な郷兵の統率者であり、宇文泰も彼に対して一目おいてゐる。又北史9の大統二年(五三六年)条から七年(五四一年)にかけて、赤水蓋の酋長梁企定が反叛常ない有様であるにも拘らず、その勢力圏内の南洮州(甘肅省臨潭県)や岷州(甘肅省岷県)の刺史に任じていることが記されている。さらに行台としては魏書12孝靜紀天平四年十月条に

己酉。宝炬行台官景寿。都督楊白駒寇洛州。大都督韓延大破之。宝炬又遣其子大行台元季海。大都督独孤願逼洛州。

とあり、官景寿や西魏文帝の子季海が行台や大行台として派遣されたことが記されている。また官景寿の行台に關連して三年後の興和二年(五四〇年)五月己酉に「西魏行台官延和。陝州刺史官元慶。率戶内屬」とあり、陝州(河南省陝県)刺史官元慶が行台官延和と共に戸を率いて内屬していることが記されている。この官景寿や官元慶・官延和についてはいざずれも列伝に記載がないが、同じ官氏であること、又その活躍の場所が河南省陝県周辺であることから、天平四年の行台官景寿と興和二年の官延和は同族と考えられ、陝県周辺を根拠とする豪族の可能性が強い。即ち、東魏との競合地域では在地豪族を行台に任じ、緩やかな統制を加えたことがしられる。一方、南方梁との競合地帯には功臣の長孫儉を東南道行台に任じ、一時京師に徴したこともあるが、少なくと

北朝の行台についてその一（古賀）

も大統十五年（五四九年）までその任につかせていた。（周書 2文帝下大統十五年十一月条、26長孫儉伝）

宇文泰は一方ではこのように競合地域には常置的行台を置

いて所在安撫をさせながら、地方では蠕蠕と結ぶことにより

北方辺境への圧力を弱めて、内政に意を注ぎ、民心の収攬に

つとめ、在地勢力の編戸化を進めていった⁽¹⁴⁾。即ち、北史 9

大統四年三月条に「立蠕蠕女郁久閭氏為皇后」とあり、五年

五月条に「免妓樂雜役之徒、皆從編戸」とあり、同年十月条

に「於陽武門外懸鼓、置紙筆、以求得失」とあつて、大統四

年には柔然王の女を皇后に迎えて柔然と姻戚關係を結び、五

年には賤民として不課戸である妓樂や雜役の民を解放して編

戸とし、或は一種の目安箱をおいて、民衆の不満をきく

などして、着々と宇文泰が関中經略を進めはじめたことがで

ており、それが七年（五四一年）の六条の制、十二条の制と

して形をととのえはじめ、十年（五四四年）の二十四条の制

として一応完成し、天定三年（五五七年）の六官の制へつな

がれてくる。一方兵制も在地勢力の編民化の進展に伴つて次

第に二十四軍制が確立してゆく⁽¹⁵⁾。

このような中央情勢の發展に應じ、在地豪族よりなる守令

は或は誅殺され、或は中央官僚化し、西魏↓北周王朝の權力

機構の中に吸収されていった⁽¹⁶⁾。即ち帝記に大統七年（五四

一年）より以降、辺境地域における蛮出身の刺史の反叛とそ

の討滅の記事が散見されるようになる。例えば前出の赤水羌
梁企定の場合大統七年までは岷州刺史に任じて慰撫している
が周書 16 独孤信伝に

七年岷州刺史赤水羌王梁企定挙兵反。詔信討之企定尋為
其部下所殺。（中略）乘勝逐北、徑至城下。賊竝出降。

とあつて、梁企定の反乱を機会として彼が部下に殺されたあ
ともその地を攻撃し、完全に征服している。このような中央
集権体制確立に伴い、行台の記事も次第に姿を消し、廢帝二
年（五五三年）、宇文泰の大行台を廢止してより、平陳のた
めの二行台を除き、史料に全く檢索し得なくなる⁽¹⁷⁾。尚、西
魏においては、常置的行台として、はつきり指摘できるのは
宇文泰の大行台を除いては、長孫儉の例のみであり、他は事
に際しての臨時的なものが多し。換言すれば、在地勢力とし
て巨大な力を有する官僚貴族や漢人豪族を基盤とする東魏朝
とは異なり、在地勢力とはほとんど關係のない北族系貴族を
中心とする西魏朝においては、初期においてこそ在地勢力を
握り得ぬ弱さはあつたが、ばらばらの状態である在地勢力を
把握さえすれば、比較的容易に中央集権化を進められる状態
にあり、これが分権的性格を強く持つ行台を早くから廢止す
ることが出来た原因であろう。

1. 青山公亮「歴代行台考」（台北帝大史学科研究年報二）

参照。

2. 古賀昭岑「北魏における徙民と計口受田について」

(九州大学東洋史論集1) 参照。

3. 同前参照。

4. 同前及び古賀昭岑「北魏城人出自考」(東洋史学25)。

唐長儒「拓跋国家的建立及其封建化」(魏晋南北朝史論叢) 参照。

5. 註2参照。

6. 同前参照。

7. 同前。古賀登「北魏の俸禄制施行について」(東洋史学研究24の2) 参照。

8. 古賀昭岑「北魏城人出自考」(東洋史学25)。

谷川道雄「北魏末の内乱と城民」(史林44の3・4)、浜口重

国「正光四・五年の交における北魏の兵制」。同「東魏

の兵制」(東洋学報24の1) 参照。

9. 註2参照。

10. 同前。

11. 註1参照。

12. この時期に崔鴻が行台になっている例が一つある。即

ち魏書67崔鴻伝に「永平初、豫州城人白早生殺刺史司馬

悦、拋懸瓠叛、詔鎮南將軍邢巒討之。以鴻為行台。鎮南

長史」とあつて、尚書都兵郎中の崔鴻が永平初めに使持

節飯鎮南將軍都督南討諸軍事邢巒に行台。鎮南長史とし

て従つたと記してある。しかし、崔鴻が行台。鎮南長史

として邢巒に従つたという記事は北史。通鑑ともにみら

れず、一方魏書65邢巒伝によれば、彼は度支尚書として

先きの官に任命され、中山王英とともに南征諸軍を督し

て白早生を懸瓠に攻めている。ところで、正光以前の行

台はその殆んどが節を持して麾下の諸將なり守令なりを

督察する立場にあり、属官として任命されている例はな

い。このことから考えると、邢巒が行台で、崔鴻が行台

。鎮南將軍邢巒の長史として従つたものであれば納得出

来るが、邢巒がこの時行台に任命されたという史料がな

い以上、崔鴻の行台は除外せざるを得ない。

13. 岡崎文夫「魏晋南北朝通史」。宮崎市定「九品官人法

の研究」。菊地英夫「北朝軍政に於ける所謂郷兵につい

て」(重松論叢) 参照。

14. 菊地氏前掲論文参照。

15. 浜口重国「西魏の二十四軍と儀同府」(東洋学報第八

・九冊)

16. 註14参照。

17. 附表参照。

北朝行台設置状況と設置理由

西曆	年号	年	賑給 黜陟	外寇	内 刺史城人	乱 異民族	迎接 降款	重鎮	経略	親征	その他記 無しを含む	備考
五八〇	"	二									1	北周滅亡↓隋纂奪
五七九	"	一									1	平陳のため行台を置く
五七八	承光	一										北斉滅亡
五七七	隆化	一										
五七六	"	五										
五七五	"	四										
五七四	"	三										
五七三	"	二										
五七二	"	一										
五七一	武平	六										
五七〇	"	五										
五六九	"	四										
五六八	"	三										
五六七	"	二										
五六六	天統	一										
五六五	"	五										
五六四	"	四										
五六三	河清	三										
五六二	"	二	1									
五六一	大寧	一										
五六〇	乾明皇建	一										
五五九	"	十										北周建国
五五八	"	九										
五五七	"	八										
五五六	"	七										
五五五	"	六										
五五四	恭帝	一										
五五三	"	四										
五五二	廢帝	三										
五五一	"	二										
五五〇	齊天保	一										
五四九	"	十										
五四八	"	九										
五四七	"	八										
五四六	"	七										
五四五	"	六										
五四四	武定	一										
五四三	"	四										
五四二	"	三										
五四一	"	二										
五四〇	"	一										
五三九	興和	五										
五三八	元象	一										
五三七	"	四										
五三六	"	三										
五三五	"	二										
五三四	東魏天平	一										
五三三	"	三										
五三二	永普	二										
五三一	"	一										
五三〇	"	三										
五二九	"	二										
五二八	永孝	一										
五二七	"	三										
五二六	孝正	二										
五二五	"	一										
五二四	"	五										
五二三	"	四										
五二二	"	三										
五二一	"	二										
五二〇	正光	一										
五一九	神龜	二										
五一八	熙平	一										
五一七	延昌	一										
五一六	景明	四										
四九四	太和	十八										
四七四	皇興	間										
四四五	太平	六										
三九八	元興	一										

備考 1. 魏東西分裂以降、上段が東魏↓北斉 下段が西魏↓北周をあらわす
2. 常置行台は主として重鎮の由に設置されたものである。